

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成22年2月19日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 63 号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の一部の施行期  
日を定める規則

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成21年6月12日京  
都市条例第8号）中京都市太秦児童館に関する部分の施行期日は、平成22年2月2  
2日とする。

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）